

## 温室の取扱いについて

平成15年春期部会

温室の取扱いについては次のとおりとする。

- (1) 屋根・覆いが、取り外しが自由で簡易なものは建築物として取り扱わない。
- (2) 屋根がガラスであっても農業生産用の温室は建築物として取り扱わない。
- (3) 不特定多数が観覧するための温室は建築物として取り扱う。